

令和4年度 第9回

## 郡市医師会長会議

日時 令和5年1月26日（木）  
15時00分～  
場所 県民健康センター2階大ホール

### 会長挨拶

### 協議事項

#### 1 会長・副会長・常任理事協議事項について

#### 【都市医師会長検討事項】

#### 1 准看護学院で活用できる奨学金制度の充実について 赤津 所沢市医師会長

#### 2 高齢医師会員の退会について 井上 秩父郡市医師会長

#### 3 学校健診における衣服着脱の問題について 高木 南埼玉郡市医師会長

### 報告事項

#### 1 新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の受入医療機関について 桃木 常任理事 登坂（英）常任理事

2 診療に関する相談件数等について（令和4年12月分）

松本常任理事

※件数 2件

3 医療事故調査制度の相談事案（令和4年11月分）について

松本常任理事

※件数 0件

4 産業医委嘱契約書の確認について

寺師常任理事

5 第60回埼玉県医学会総会プログラム・抄録集について

寺師常任理事

日時：令和5年2月26日（日）8:50～

場所：Web配信

6 保険医療機関の指定について（令和4年12月～令和5年1月分）

小室常任理事

7 保険医療機関及び保険医の行政処分について

小室常任理事

関東信越厚生局

8 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

## [ 資 料 配 布 ] (ホームページ掲載)

- 1 医療現場における個人情報保護の徹底について（2枚）  
桃木常任理事 県保健医療部
- 2 厚生労働省委託事業令和4年度「医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業」に関する周知について（4枚）  
小室常任理事 日医
- 3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の公布について（30枚）  
登坂（英）常任理事 日医
- 4 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）（5枚）  
登坂（英）常任理事 県保健医療部
- 5 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針の一部改正について（45枚）  
登坂（英）常任理事 県保健医療部
- 6 放射性同位元素等の規制に関する法律における未承認放射性医薬品等の取扱いについて（9枚）  
登坂（英）常任理事 県保健医療部
- 7 日本医師会・日本がん登録協議会共催シンポジウム「がん登録データと個人情報保護」の開催について（2枚）  
登坂（英）常任理事 日医
- 8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等の公布について（60枚）  
登坂（英）常任理事 県保健医療部
- 9 新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用等について（10枚）  
登坂（英）常任理事 日医

# 赤津 所沢市医師会長

## 都市医師会長会議検討テーマ

日付令和5年1月26日

都市医師会名：所沢市医師会

---

検討テーマ：准看護学院で活用できる奨学金制度の充実について

---

### 要旨：

医師会立看護専門学校、准看護学院は埼玉県に就職する看護人材育成の場として非常に重要であるが、年々運営は厳しさを増している。上田県政の頃に金井会長と陳情に伺ったが、時代の流れか、状況が好転することはなかった。

埼玉県は医師、看護師共に全国最低レベルの充足であるが、今回のコロナ禍で地元人材育成が重要であることが再確認できた。すなわち、平素東京で診療を受けている県民の診断、治療まで埼玉県の医療・看護従事者が担当することになった。診療・看護の逼迫は医師会会員全員が共有していると思う。

地元で働く看護人材育成はレカレント教育、母子家庭の就業支援、将来の納税者確保のために重要である。教育の充実は中、高、大学の若者に限定すべきではない。年齢を問わず、やり直しの効く場としての医師会立学校への奨学金制度の充実が求められる。

介護士、介護補助者に対する財政支援が続く中で准看護師、看護師へのキャリアパスを描くことを躊躇するのは学費、生活費負担の面が大きいと思う。准看護学院では看護専門学校に比較すると活用できる奨学金が少ないし、人数も限定的である。隣接する東京都は実質給付型奨学金と同様な修学資金制度を令和4年4月から運用しており、このままだと埼玉は人材を育成するだけの場として活用され、地元の人材充実には繋がらない。埼玉県においても東京都と同様な仕組みのご配慮を頂けないか検討をお願いしたい。検討の場合は東京から埼玉の学校に入学し、埼玉で勤務を希望する場合の奨学金制度の創設になると思う。

- 参考： 1. 所沢市准看護学院で活用できる奨学金制度  
2. 東京都看護師等修学資金制度の改正について  
(東京都福祉保健局 HP より)  
3. 埼玉県地域保健医療計画（抜粋）

## 准看護師課程で活用できる奨学金（所沢市准看護学院の例）

### 1. 埼玉県看護師等育英奨学金

埼玉県が貸与する奨学金制度

経済的理由により修学が困難であり、卒業後県内に就業することが確実な方が対象  
希望者の中から経済状況を考慮し、選考される。

近年は1学年に1名程度奨学金を受けることができています。

### 2. 高等学校等就学支援金

埼玉県が貸与する奨学金制度

修学が困難である者が対象

※ただし、国公私立の高等学校（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業または終了したことがある場合は、就学支援金の受給資格はない。

希望者の中から経済状況を考慮し、選考される。

中学校卒業が対象なので年度によって対象者がない場合がある

### 3. 所沢市医師会会員の医療機関による奨学金制度

所沢市医師会会員の医療機関独自の奨学金制度

制度の詳細等につきましては直接医療機関に問い合わせが必要である。

### 4. 国の教育ローン

日本政策金融公庫 上限 350万円まで。

子どもの人数に応じた世帯収入の上限額を超えない方が利用可能である。

### 5. 東京都看護師等修学資金制度（予定）

東京都の修学資金制度でR4.4.1から養成施設の要件が緩和され、准看護学院も高額な資金援助を受ける対象となった。条件は都内に居住地を有し、都外の養成施設に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの。卒後の従事期間により返還免除要件があり、実質給付型奨学金として機能すると思料

# 東京都看護師等修学資金制度の改正について

## 改正概要

現行制度				
申込資格等				
申込資格	①都内の養成施設または大学院に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの			
貸与種別	養成施設等		貸与月額	返還免除要件 (従事期間)
	課程	設置主体		
第一種	准看護師		21千円	指定施設(注)で5年 →各貸与月額×貸与月数分免除
	保健師 助産師 看護師	国公立	32千円	※訪看での勤務は就業4年目から免除対象
	その他		36千円	
	大学院(修士)		83千円	都内施設で5年 →83千円×貸与月数分免除
第二種		25千円 ×2口まで		なし
返還期間・延滞利率等				
返還期間	養成施設→貸与期間と同期間に内に返還 大学院→卒業後10年以内に返還			
初回返還開始月	4月(卒業の翌月)			
延滞利率	年5%			

新制度 (R4.4.1~)				
申込資格等				
申込資格	①左記のとおり ②都内に居住地を有し、都外の養成施設に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの			
養成施設等	貸与月額		返還免除要件 (従事期間)	
全ての課程 ・ 設置主体	25千円 (①) 50千円 (①②) 75千円 (①②③) 100千円 (①②③)		①都内施設で5年勤務 →25千円×貸与月数分免除  ②指定施設(注)で5年勤務 →50千円×貸与月数分免除  ③指定施設(注)で7年勤務 →75千円×貸与月数分免除	※訪看での勤務は就業1年目から免除対象
返還期間・延滞利率等				
返還期間	25千円、50千円→貸与期間と同期間に内に返還 75千円→貸与期間の1.5倍の期間内に返還 100千円→貸与期間の2倍の期間内に返還			
初回返還開始月	10月(卒業から6ヶ月後)			
延滞利率	年3%			

(注) 指定施設：200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等



# 埼玉県地域保健医療計画

## (一部変更後)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

平成30～令和5年度  
(2018～2023年度)

一部変更後  
令和4・5年度  
(2022・2023年度)

彩の国  埼玉県

## 計画の一部変更（令和4年3月）の考え方

埼玉県地域保健医療計画（平成30～令和5年度）は、令和3年度に医療法や現行計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえて、以下の4つの視点から計画の一部を変更しました。

（一部変更後の計画期間：令和4・5年度）

なお、元号やデータは、今回の変更箇所と直接関わらない箇所については変更しておりません。

### 1 医療法などの規定に基づく見直し

基準病床数の見直しや、医療法第30条の6の規定により入退院支援ルールの作成済み市町村数を指標とし、在宅医療の充実を図る等の見直しを行いました。

### 2 平成30年の計画策定後の状況変化に伴う見直し

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の制定を踏まえて新たに策定された「埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画」に伴う見直しや、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新たに「新型コロナウイルス感染症対策」を節として追加する等の見直しを行いました。

### 3 他計画との整合を図るためにの見直し

新たに策定された「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図るために、医師確保の目標を数値化し、新たに県内医療施設（病院・診療所）の医師数を指標として設ける等の見直しを行いました。

### 4 目標達成状況を踏まえた見直し

健康寿命（65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間）や災害拠点病院のBCP策定割合など、指標の最新値が目標値を達成しているもの等について、新たな指標の設定や目標値の見直しを行いました。

# 目 次

<b>第1部 基本的な事項 .....</b>	<b>1</b>
<b>第1章 基本的な考え方 .....</b>	<b>3</b>
<b>第1節 計画策定の趣旨 .....</b>	<b>4</b>
<b>第2節 基本理念 .....</b>	<b>5</b>
<b>第3節 計画の位置付け .....</b>	<b>6</b>
<b>第4節 計画の期間 .....</b>	<b>7</b>
<b>第2章 計画の背景 .....</b>	<b>9</b>
<b>第1節 地勢と交通 .....</b>	<b>10</b>
<b>第2節 人口構造 .....</b>	<b>11</b>
<b>第3節 人口動態 .....</b>	<b>13</b>
<b>第4節 住民の受療状況 .....</b>	<b>19</b>
<b>第5節 医療提供施設等の状況 .....</b>	<b>26</b>
<b>第6節 医療費の概況 .....</b>	<b>33</b>
<b>第3章 医療圏 .....</b>	<b>37</b>
<b>第1節 医療圏の設定 .....</b>	<b>38</b>
<b>第2節 事業ごとの医療圏 .....</b>	<b>41</b>
<b>第4章 基準病床数 .....</b>	<b>45</b>
<b>第1節 基準病床数 .....</b>	<b>46</b>
<b>第5章 計画の推進体制と評価 .....</b>	<b>49</b>
<b>第1節 計画の推進体制と役割 .....</b>	<b>50</b>
<b>第2節 評価及び見直し .....</b>	<b>52</b>
<b>第3節 進捗状況及び評価結果の周知方法 .....</b>	<b>52</b>

<b>第2部 くらしと健康</b>	53
<b>第1章 ライフステージに応じた健康づくり</b>	55
<b>第1節 健康づくり対策</b>	56
<b>第2節 歯科保健対策</b>	59
<b>第3節 親と子の保健対策</b>	62
<b>第4節 青少年の健康対策</b>	66
<b>第2章 疾病・障害とQOL（生活の質）の向上</b>	69
<b>第1節 難病対策</b>	70
<b>第2節 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策</b>	72
<b>第3節 人生の最終段階における医療</b>	74
<b>第4節 臓器移植対策</b>	77
<b>第5節 リハビリテーション医療</b>	78
<b>第6節 動物とのふれあいを通じたQOL（生活の質）の向上</b>	80
<b>第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生</b>	81
<b>第1節 健康危機管理体制の整備充実</b>	82
<b>第2節 保健衛生施設の機能充実</b>	85
<b>第3節 安全で良質な水の供給</b>	87
<b>第4節 衛生的な生活環境の確保</b>	88
<b>第5節 安全な食品の提供</b>	89
<b>第3部 医療の推進</b>	93
<b>第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備</b>	95
<b>第1節 がん医療</b>	96
<b>第2節 脳卒中医療</b>	100
<b>第3節 心筋梗塞等の心血管疾患医療</b>	104

第4節 糖尿病医療	108
第5節 精神疾患医療	111
第6節 感染症対策	118
第7節 新型コロナウイルス感染症対策	121
<b>第2章 事業ごとの医療提供体制の整備</b>	<b>125</b>
第1節 救急医療	126
第2節 災害時医療	131
第3節 周産期医療	135
第4節 小児医療	138
第5節 へき地医療	142
<b>第3章 在宅医療の推進</b>	<b>143</b>
第1節 在宅医療の推進	144
<b>第4章 医療従事者等の確保</b>	<b>151</b>
第1節 医療従事者等の確保	152
<b>第5章 医療の安全の確保</b>	<b>161</b>
第1節 医療の安全の確保	162
第2節 医薬品等の安全対策	165
第3節 医薬品の適正使用の推進	168
第4節 献血の推進	170
<b>第4部 地域医療構想</b>	<b>173</b>
第1章 地域医療構想の概要	175
第2章 地域医療構想の実現に向けた取組	183
<b>第5部 医師の確保等に関する事項</b>	<b>189</b>
第1章 基本的事項	191

第1節 埼玉県地域保健医療計画（第7次）の一部変更の趣旨.....	192
第2節 構成.....	192
第3節 期間.....	192
<b>第2章 医師の確保に関する事項.....</b>	<b>193</b>
第1節 医師確保の方針及び必要医師数.....	194
第2節 必要医師数の確保に向けた施策.....	199
第3節 産科・小児科における医師の確保に関する事項.....	206
第4節 医療圏ごとの令和5年（2023年）に目指す医療の姿.....	208
<b>第3章 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項.....</b>	<b>229</b>
第1節 外来医療に係る医療提供体制の確保の方針.....	230
第2節 区域の設定と推進体制.....	230
第3節 外来医療の提供状況.....	231
第4節 外来医療に係る医療提供体制の確保に向けた取組.....	246
<b>第6部 医療費適正化計画 .....</b>	<b>247</b>
第1章 住民の健康の保持の推進.....	249
第2章 医療の効率的な提供の推進.....	253
第3章 医療費の見込み.....	257
第4章 国民健康保険の運営.....	259
<b>資料編.....</b>	<b>263</b>
特定の医療機能を有する病院位置図.....	265
本県の救急医療体制.....	266
多様な精神疾患等ごとの医療機関の医療機能一覧表.....	272
公的病院における5事業の取組.....	276
基準病床数の算定方法.....	277

医師の確保に関する事項.....	282
外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項.....	292
主な取組及び担当課一覧.....	295
指標一覧（数値目標）.....	309
指標一覧（医療提供体制の現状）.....	318
埼玉県地域保健医療計画（第7次）策定の経緯.....	333
用語の解説.....	335

## **第4章 医療従事者等の確保**

## 第1節 医療従事者等の確保

### 1 目指すべき姿

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の保健医療福祉従事者は、医療の高度化・専門化や異次元の高齢化などを背景に、求められるニーズに対応していく医療・介護サービス提供体制の根幹を成すものとなります。

医師の地域的な偏在や診療科間の偏在の解消を含めた保健医療福祉人材の確保を目指します。さらに保健医療福祉従事者の質の向上や各々が持つ力を最大限に発揮できる環境整備を推進していくことで、地域において県民に安心・安全で価値の高い医療・介護サービスが提供されることを目指します。

### 2 現状と課題

医療の高度化・専門化に伴い、より質の高い、多様なサービスが保健医療従事者に求められています。

急速な高齢社会への対応等により、保健・医療・福祉サービスの需要の増大が見込まれます。保健医療福祉従事者として、幅広く、多様な分野に対応できる人材の確保が必要となっています。

#### (1) 医師

平成28年（2016年）12月末現在、県内の医療施設等で就業している医師数は、12,172人であり、平成18年（2006年）の10,016人と比べ2,156人、21.5%増加しています。

本県は、人口急増県であることから、人口十万人当たりの医師数は、167人であり、全国（251.7人）を大きく下回り、都道府県中47位です。

しかし、平成18年（2006年）と比較すると、17.9%増加しており、全国の伸び（15.7%）を上回っています。

また、医師の都市部への集中などによる地域偏在や、産科、小児科、救急等を担当する医師が少ないなどの診療科偏在への対応も課題となっています。

このため県では、平成25年（2013年）12月に県、県医師会、大学、県内医療機関が一体となって医師確保対策に取り組む「埼玉県総合医局機構」を創設しました。

埼玉県総合医局機構では、医師不足地域や医師が不足している診療科への勤務を条件として、医学生への奨学金や研修医への研修資金を貸与することなどにより、医師の確保や偏在の解消に努めています。

また、医療従事者向けの教育研修施設である地域医療教育センターを開設するなど、医師をはじめとした医療従事者の県内への誘導と定着を図っています。

【図表3-4-1-1 医師数の推移】

(単位：人)

年次	実人員	人口十万人対医師数	
		埼玉県	全国
平成18年	10,016	141.6	217.5
26年	11,503	158.9	244.9
28年	12,172	167.0	251.7

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

## (2) 歯科医師

平成28年（2016年）12月末現在、県内の医療施設等で就業している歯科医師数は、5,293人であり、平成18年（2006年）の4,637人）と比べ656人、14.1%増加しています。

人口十万人当たりの歯科医師数は、72.6人であり、全国（82.4人）を9.8人下回り、都道府県中23位です。

しかし、平成18年度（2006年度）と比較すると10.7%と全国の伸び（8.3%）以上に増加しています。

高齢社会の一層の進展にあって、健康寿命の延伸のために、口腔の健康維持による生活習慣病、認知症の予防を含めた計画的な歯科医学的管理や療養上必要な指導・支援を行う「かかりつけ歯科医」の機能充実が求められています。

また、要介護状態であっても適切な歯科医療が受けられるよう、在宅歯科医療をはじめとする多様な歯科保健医療サービスに対するニーズに対応していく必要があります。

患者のQOL（生活の質）の確保など県民に対する保健医療サービスの向上を図るため、地域ケア会議等に歯科医師、歯科衛生士が参画するなど、保健・医療に関する関係職種と歯科との連携・協働が不可欠です。

【図表3-4-1-2 歯科医師数の推移】

(単位：人)

年次	実人員	人口十万人対歯科医師数	
		埼玉県	全国
平成18年	4,637	65.6	76.1
26年	5,177	71.5	81.8
28年	5,293	72.6	82.4

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

### 第3部 第4章 医療従事者等の確保

#### (3) 薬剤師

平成28年（2016年）12月末現在、県内の医療施設等で就業している薬剤師数は、15,100人であり、平成18年（2006年）の11,742人と比べ3,358人、28.6%増加しています。

人口十万人当たりの薬剤師数は、207.2人であり、全国（237.4人）を30.2人下回っており、都道府県中26位です。しかし、平成18年度（2006年度）と比較すると24.7%と全国の伸び（20.1%）以上に増加しています。

医療の高度化・専門化、チーム医療の普及、患者等への医薬品の情報提供及びかかりつけ薬剤師・薬局機能の推進等により、高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師の確保が求められています。

【図表3-4-1-3 薬剤師数の推移】

（単位：人）

年次	実人員	人口十万人対薬剤師数	
		埼玉県	全国
平成18年	11,742	166.1	197.6
26年	14,190	196.0	226.7
28年	15,100	207.2	237.4

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

#### (4) 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

平成28年（2016年）12月末現在、県内の医療施設等で就業している看護職員数は、64,491人（保健師2,067人、助産師1,573人、看護師46,416人、准看護師14,435人）であり、平成18年（2006年）の46,852人と比べ17,639人、37.6%増加しています。

医療・介護需要の大幅な増加が見込まれる平成37年（2025年）に向けて、養成のみならず、少子化や人口減少を踏まえた離職防止・定着促進、再就業支援を軸とした総合的な看護職員確保対策を強化していく必要があります。

様々なライフステージで働き続けられるよう勤務環境改善の促進や、ナースセンターを活用した復職支援なども含めた、将来を見据えた県民の医療ニーズに対応できる人材の確保（人材の提供体制の整備）を推し進めていかなければなりません。

人材確保とともに、医療の高度化・専門化、県民の医療ニーズの多様化・複雑化に対応するため、より高度な知識と技術を有する看護職員の育成が求められています。

また、今後の在宅医療のニーズの増加への対応として、訪問看護を担う人材の確

保・定着や育成を強化していく必要があります。

【図表3-4-1-4 看護職員就業者数の推移①】

(単位：人)

年次	実人員				
	保健師	助産師	看護師	准看護師	総計
平成18年	1,505	1,008	28,822	15,517	46,852
26年	1,878	1,412	41,184	14,232	58,706
28年	2,067	1,573	46,416	14,435	64,491

資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

【図表3-4-1-5 看護職員就業者数の推移②】

(単位：人)

年次	人口十万人対就業者数（埼玉県）				
	保健師	助産師	看護師	准看護師	総計
平成18年	21.3	14.3	407.6	219.4	662.6
26年	25.9	19.5	568.9	196.6	811.0
28年	28.4	21.6	636.8	198.0	884.8
全国順位 (平成28年)	44位	46位	47位	40位	46位

(単位：人)

年次	人口十万人対就業者数（全国）				
	保健師	助産師	看護師	准看護師	総計
平成18年	31.5	20.2	635.5	299.1	986.2
26年	38.1	26.7	855.2	267.7	1187.7
28年	40.4	28.2	905.5	254.6	1228.6

※職種ごとの数値は四捨五入しているため、「総計」に合わない場合がある。

資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

ただし「総計」については埼玉県医療人材課調べ

## (5) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

平成29年（2017年）5月31日現在、県内の指定居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員の数は、8,397人です。

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が増加し、必要となる介護支援専門員の数は、ますます増加するものと見込まれます。

### 第3部 第4章 医療従事者等の確保

適切な介護サービスの調整が行われるよう、介護支援専門員の資質の向上が求められています。

#### 3 課題への対応

##### (1) 医師

医師の確保を進めるとともに、地域偏在、診療科偏在の解消を図ります。また、教育研修環境の向上によるスキルアップ支援や若手医師のキャリア形成支援などにより、医師の県内医療機関への誘導及び定着を図ります。

##### (2) 歯科医師

予防と治療が一体となった歯科保健医療サービス提供のための総合的な対策を実施し、「かかりつけ歯科医」としての知識と技術を有する歯科医師の育成を促進していきます。また、歯科チームとしてより高度な知識と技術を有する歯科衛生士の育成・確保を促進します。

##### (3) 薬剤師

がん患者等高度な薬物療法を必要とする在宅医療への対応や、多剤・重複投薬の防止、残薬対策等対人業務においてより専門性を発揮できる、「かかりつけ薬剤師」の育成・確保を推進していきます。

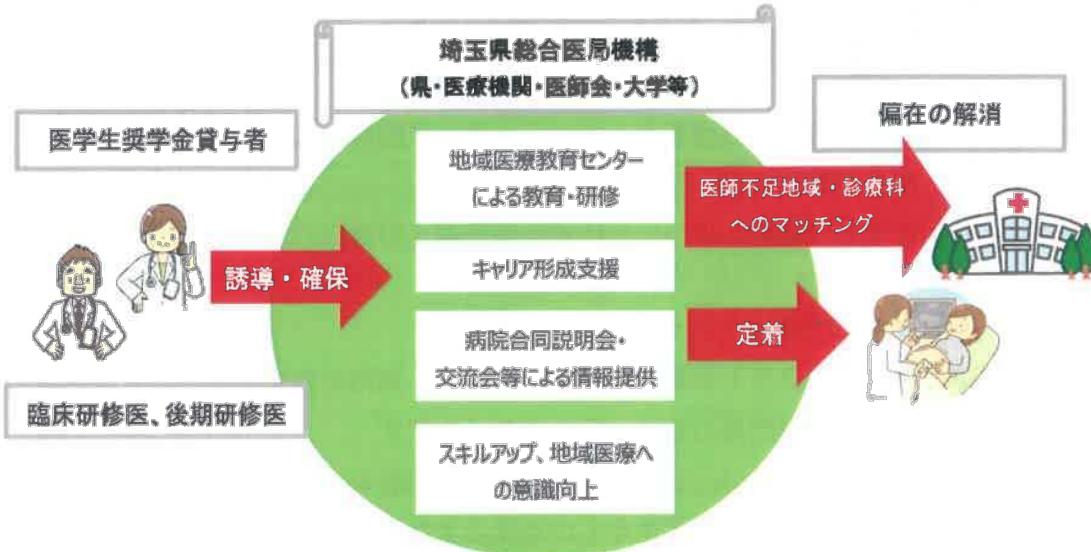
##### (4) 看護職員

総合的な人材確保の対策を講じることにより、県民のニーズに対応できる看護職員の確保を図ります。併せて、県民に安心・安全で価値の高い医療・介護サービスが提供できるよう、専門性の高い看護師の育成を促進します。

##### (5) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

多様化するニーズに対応するため介護支援専門員の資質の向上を図ります。

【図表3-4-1-6 医師確保の取組】



#### 4 主な取組

##### (1) 医師

###### ア 埼玉県総合医局機構による一元的な医師確保対策の推進

県、県医師会、大学、県内医療機関など地域の医療関係機関で構成する埼玉県総合医局機構が、医師の確保や医師の地域偏在・診療科偏在の解消などに取り組むコントロールタワーとして、医師確保対策を一元的に実施していきます。

###### イ 医師の地域偏在・診療科偏在の解消

国のデータベースの活用などにより医師の充足状況の把握をするとともに、医師不足地域や医師が不足している診療科への勤務を条件として、医学学生への奨学金や研修医への研修資金を貸与し、医師の地域偏在、診療科偏在の解消に努めます。

また、産科や小児科等の魅力、やりがいなどについて、医学生や研修医の動機付けとなるような様々な情報発信を行い、医師不足診療科等に勤務する医師の確保に努めます。

さらに、大学附属病院・医学系大学院などの整備を支援することにより、医師の確保を図ります。

###### ウ 奨学金貸与者等若手医師に対するキャリア形成支援

奨学金等の返還免除要件である義務年限を果たしながら専門医等の資格を取得できるキャリア形成プログラムの策定などのキャリア形成支援体制を構築し、若手医師等が安心して地域医療に従事できる環境を整備します。

###### エ 臨床研修医及び後期研修医の誘導・定着策の推進

県内で臨床研修及び後期研修を実施する魅力などについて様々な情報発信を行い、臨床研修医及び後期研修医の県内医療機関への誘導と定着を図ります。

###### オ 地域医療教育センターによる教育研修環境の向上

シミュレーターを活用した医療従事者向け教育研修施設である地域医療教育センターにより、県内医療従事者のスキルアップ支援を実施するとともに、教育研修環境の向上による県内医療機関への誘導と定着を図ります。

【図表3-4-1-1 地域医療教育センター】



力 病院勤務医等の負担軽減

開業医による地域の拠点病院支援や医療機関における勤務環境の実態把握、勤務環境改善支援などにより、病院勤務医等の負担軽減や働きやすい職場環境づくり等による病院の魅力向上を図ります。

キ 女性医師に対する就業支援策の推進

女性医師支援センターによる女性医師の復職支援や、短時間勤務制度の導入などによる女性医師が辞めない職場づくりを支援します。

(2) 歯科医師

ア 医科歯科連携の推進

歯科の立場から生活習慣病、認知症の予防・改善を図るために医科歯科連携の強化を促進し、歯科衛生士の資質向上にも努めます。

イ 地域における多職種連携の推進

地域ケア会議への参画等をはじめ、地域包括ケアにおける多職種連携の中で歯科専門職としての知識を活かしながら患者・家族をサポートしていく体制を構築していきます。

(3) 薬剤師

無菌調剤、緩和ケア等高度な知識と技術を有し、また、多職種と連携しながら在宅医療を担う地域の「かかりつけ薬剤師」を育成します。

(4) 看護職員

ア 看護職員の養成

看護師等養成所教員の資質向上による看護基礎教育の強化や、看護師等養成所の運営支援、看護学生に対する育英奨学金の貸与等を行うことにより、県内の看護職員の確保・定着を促進していきます。

イ 看護職員の離職防止・定着促進

新人看護職員が臨床実践能力を獲得するための研修及び支援体制の強化、病院内保育所の運営支援や働きやすい職場づくり支援等を行うことにより、早期離職防止や就労環境改善による定着、離職防止を促進していきます。

ウ 看護職員の再就業支援

ナースセンターを拠点とした職業紹介や再就業に必要な研修の充実を図ることにより、ライフイベント等のため離職した看護有資格者の再就業を支援していきます。

エ 看護職員の資質の向上

認定看護師資格取得や特定行為研修の受講支援、指導的役割を担う看護師を確保するために認定看護師の医療機関への派遣を行うなどにより、高度・専門的な医療提供に資する看護師の育成を図ります。

また、特定行為研修の体制の整備に関し、現状把握や課題抽出を踏まえ、特定

行為研修に係る支援事業の検討を行っていきます。

**オ 保健師の現任教育の充実と資質の向上**

職務経験に合わせた階層別の研修や健康福祉分野に係る課題を対象とした専門分野の研修により保健師の資質の向上を図ります。

**カ 在宅医療を担う訪問看護師の確保・育成**

訪問看護ステーションにおける体験実習や、高度な医療に対応する訪問看護師を育成する訪問看護ステーションへの支援等を行うことにより、訪問看護師の確保・定着、資質向上を図ります。

**キ 助産師の活用の推進**

助産師就業の偏在把握や助産師出向の検討等を行い、助産師就業の偏在是正、助産師実践能力の強化等を促進していきます。

**(5) 介護支援専門員（ケアマネジャー）**

介護の専門的知識・技術や医療に関する知識などを習得する研修を実施し、多様なニーズに連携して対応できるよう資質の向上を図ります。

**(6) その他の保健医療福祉従事者**

地域の保健・医療・福祉を取り巻く状況の変化や多様化するニーズに的確に対応するため、研修等を実施することにより、従事者の資質向上を図ります。

【図表3-4-1-7 埼玉県が設立又は運営している医療従事者養成校】

公立大学法人 埼玉県立大学	入学定員：大学395人、大学院26人
<p>◇ 保健・医療・福祉分野の専門的な知識と技術を身に付け、リーダーとして活躍できる総合力を備えた人材育成を目指しています。また、大学院では学際的な知識と技術を総合的に駆使できる能力を身に付けた高度な専門職業人の育成を目指しています。平成11年4月に開学、平成22年4月に公立大学法人となり、教育・研究の一層の充実に取り組んでいます。</p> <p>◇ 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、臨床検査技師、歯科衛生士など多くの卒業生が県内の医療機関等で活躍しています。</p>	

埼玉県立高等看護学院	入学定員：80人
<p>◇ 昭和49年4月に開設、昭和57年4月に南・北高等看護学院を設置の後、南高等看護学院の廃止に伴い、平成14年4月に北高等看護学院が名称変更されました。看護実践のための基礎的な知識・技術・態度を教授し、専門職業人として社会に貢献できる看護師を育成することを教育目的としています。</p> <p>◇ 県立病院をはじめ県内の医療機関等に多くの卒業生を輩出しています。</p>	

### 第3部 第4章 医療従事者等の確保

埼玉県立常盤高等学校	入学定員：80人
◇ 昭和45年4月に埼玉県立常盤女子高等学校として開設、平成14年度入学生から、看護科3年・看護専攻科2年の5年一貫教育による看護養成課程の高等学校となり、平成15年4月の共学化に伴い名称変更されました。豊かな人間性、確かな知識・技術を兼ね備えた看護のスペシャリスト養成を目標としています。	
◇ 多くの修了生が県内の医療機関等に就職し、保健衛生の充実等に貢献しています。	

## 5 指標

### ■ 臨床研修医の採用数

現状値 1,311人 → 目標値 2,184人  
(平成24年度～平成28年度) (平成29年度～平成35年度)

### ■ 訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数（再掲）

現状値	中間目標値	目標値
2,133人	→ 2,280人	→ 3,414人
(平成28年末)	(令和2年末)	(令和4年末)

### ■ 医療施設（病院・診療所）の医師数

現状値 12,443人 → 目標値 15,170人  
(平成30年末) (令和4年末)

### ■ 後期研修医の採用数

目標値 647人  
(令和4年度及び令和5年度の累計)

### ■ 就業看護職員数

現状値 68,722人 → 目標値 75,781人  
(平成30年度末) (令和4年度末)

# 井上 株式会社市医師会長

## 都市医師会長会議検討テーマ

日付 令和5年1月26日

都市医師会名 : 秩父都市医師会

---

検討テーマ : 高齢医師会員の退会について

---

要旨 :

細々と日常診療をしている70歳代の開業医で、オンライン資格確認原則義務化を機会に閉院し、同時に医師会退会を希望している先生が当地には数名います。

現在、松本日本医師会会長の方針の下、医師会の組織力強化のために医学部卒後5年の医師の会費減免の動きがあります。医師会員増数のためには若い医師を入会させることも一手段ですが、現会員が退会してしまっては元も子もありません。

また、長年に渡り医師会や地域医療に貢献してきた高齢医師会員が閉院や退会に追い込まれることは非常に残念でなりません。

今からでもオンライン資格確認の原則の見直しができないものか、また高齢医師会員が閉院や退会を考えないで済むような方策を県医師会、日本医師会でも検討して頂きたいと要望します。

---

# 高木 南埼玉郡市医師会長

## 都市医師会長会議検討テーマ

日付令和5年1月12日

都市医師会名：南埼玉郡市医師会

---

検討テーマ：学校健診における衣服着脱の問題について

---

**要旨**：学校健診時の脱衣が問題視され、京都府では署名運動まで起こっている。文科省は令和3年3月に「児童生徒等の健診診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」の事務連絡を出しているが、具体性が無く現場での配慮を求めている。

脱衣を嫌がる理由としては、友人に裸を見られることへの嫌悪だけなく、異性医師に裸を見られる事への嫌悪もあり、この傾向は低年齢の女児や男児にも広がっている。

この状況では、令和5年の学校健診においてもトラブルを生じることも心配され、眞面目に所見をとろうとする学校医が非難の対象となることが有ってはならないと考える。また着衣で健診した際に、側弯症や皮膚所見の診断精度が下がることを保護者に周知する必要がある。

埼玉県医師会は埼玉県教育局と協議し、令和5年の学校健診に向けて具体性の有る指針を作成し、学校・学校医に示して頂くことを要望する

---

備考

※当日の配布資料等がありましたら、添付ください。

児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について示しますので、参考にしていただき、適切に実施くださるようお願いします。

事務連絡  
令和3年3月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課  
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各学校法人担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について

学校における健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（（公財）日本学校保健会）において示しているとおり、児童生徒等のプライバシーの保護や男女差等への配慮を行い、児童生徒等の心情も考慮して実施することが大切です。併せて、適切、正確な診察や検査等を実施することが児童生徒等の健康のために重要であり、疾患を発見できず治療の機会を逸すること、ひいては学校生活に支障をきたすことがあってはならないと考えています。そのため、このたび、学校保健関係者の意見を聴き、脱衣を伴う検査における留意点について別紙のとおりとりまとめましたので、各学校におかれでは、これを参考に、健康診断を実施されるようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれでは所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長並びに高等専門学校を設置する各公立大学法人

の理事長、地方公共団体の長及び各学校法人の理事長におかれでは、その管下の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれではその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれではその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

## 別紙

### 脱衣を伴う検査における留意点

1. 健康診断を実施するに当たっては、児童生徒等の心情への配慮と正確な検査・診察の実施を可能にするため、学校医と十分な連携の下、実施方法（脱衣を含む）について共通認識を持ち、必要に応じて事前に児童生徒等及び保護者の理解を得るなど、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めること。
2. 診察や検査等に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。また、検査を待つ間の児童生徒等のプライバシーの保護にも配慮すること。
3. 衣服を脱いで実施するものは、すべての校種・学年で男女別に実施するなど、発達段階を踏まえた配慮を行うこと。
4. 検査の際には、個別の診察スペースの確保や、実情に応じて教職員の役割分担（補助や記録）についても配慮すること。
5. 脱衣を伴う検査に限らず、保健調査票等が正確に記入されることで健康診断の精度も上がることから、保護者の適切な協力を得るよう努めること。

#### （参考）学校健康診断を行う場合の工夫例

- ・児童生徒等や保護者への事前の対応については、保健だよりや学年通信等を活用し、正しく検査を受け、疾病等を早期に発見することの重要性について理解を得るとともに、脱衣を伴う場合はその必要性やプライバシーへの配慮を含む実施方法について、丁寧に説明し、理解を得る。
- ・検査時の服装については、事前に学校医と共通認識を図り、検査を受けやすい服装で実施する。
- ・ついたて（囲い）やカーテン等の配慮を工夫し、個別の診察スペースを確保する。
- ・検査の会場（保健室や教室等）内では、待機する人数を最小限にするなど、プライバシーの保護に配慮した環境づくり等に努める。
- ・特に配慮が必要な児童生徒等に対しては、検査の時間を他の児童生徒等とずらすなど、個別に対応する。



小中学校の健康診断を子どもの上半身を裸にして行っている京都府長岡市教育委員会に対し、着衣での健診を求める保護者らが、市内外から集まった約5300筆の署名を提出した。市教委側は「これまで説明不足があった」と述べ、12月の市教委定例会で議論する考えを示した。

長岡市教委に着衣での学校健診を求める署名用紙を手渡す保護者  
(右)=京都府長岡市役所で2022年11月22日午後4時21分、添島香苗撮影

「大人に自分の裸をさらす。その恥ずかしさを考えたとき、親として許せなかった」。大学1年の長女がいる会社員、江川学さん（45）は22日、署名用紙の束を手に、切々と訴えた。受け取った市教委の担当者は「病気の見逃しがあってはならないが、プライバシーへの配慮も重要。

子どもたちに寄り添った議論ができた」と述べた。

同市では今年度の健診を、全14小中学校で上半身の服をすべて脱がせて実施。「背骨が左右に曲がる脊柱（せきちゅう）側湾症や虐待などを見落とさないために脱衣が必要」とする乙訓医師会の見解に基づいている。

一方保護者らは10月、「子どもたちの安心できる健康診断をめざす会」を設立。「時代の変化や子ども一人一人の背景を考え、一律に脱がせるのは反対」として、下着などを着けて健診ができるよう市と市教委に求める署名活動を始めた。約1カ月で4958人の市民と、市外からも355人の賛同を得た。今後も活動を続ける方針だという。

健康診断を上半身裸で行うことについては、側湾症や虐待の痕跡などを早期に発見するために必要とされる。一方、異性の医師などに裸を見られることに児童生徒や保護者から不安の声も上がり、下着を着用したまま実施する学校もある。【添島香苗】



毎日新聞京都支局では、健康診断と脱衣を巡る問題について取材を進めています。情報やご意見をメール（kyoto@mainichi.co.jp）か郵送（〒602-0877 京都市上京区河原町通丸太町上ル）でお寄せください。ツイッターの京都支局公式アカウント（@mainichi\_kyoto）でも受け付けます。

# 「学校での半裸健診、早くやめるべき」医師盗撮 逮捕で教員から怒りの声

2022年7月18日 6:00

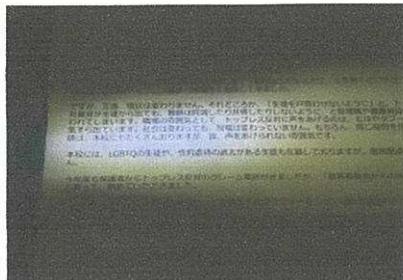
大西幹子



保存



印刷



京都市立中の教員が記者に寄せたメール。上半身裸で健診することに対する教員や生徒、保護者の反対の声が表面化しない現状を伝えている

「盗撮は最悪の事態で許せない。京都市立学校で行われている半裸健診も、とにかく早くやめるべき」。岡山市内の中学校の定期健康診断で下着姿の生徒を盗撮していたとして医師が京都府警に逮捕された事件を受け、京都市立中のある教員が京都新聞社に怒りの声を寄せた。京都新聞社は2020年、一部の自治体や学校の健診で、児童生徒に上半身裸にさせていることに対する保護者の疑問や校医の見解を報じたが、いまだに健診を巡る不安の声は絶えない。今回は、現場の教員の声や専門家の意見から、安心安全な健診の在り方についてあらためて考えたい。

## ■中学での一律脱衣健診は少数派

京都市教育委員会は、学校の定期健診時に児童生徒の上半身を脱衣させるよう、市立の全ての幼小中高校と総合支援学校に通知している。市学校医会と協議した結果といい、脱衣の理由を「見逃しのない診察をするため」と説明する。

一方、京都市を除く京都府内では、脱衣をさせない学校も一定ある。府医師会が京都市を除く府内全公立小中学校を対象に行った2018年度アンケートによると、背骨のゆがみを診る検査を男女とも上半身脱衣で実施したのは小学校で70・9%。だが生徒の心身が大きく変化する中学校では32・1%にとどまる。他の政令指定都市でも、一律に脱衣で健診を行っている自治体は少数だ。

京都新聞社に声を寄せた教員は訴える。「思春期の生徒が半裸を強制される気持ちの悪い独自ルールに、生徒からは毎回助けを求められ、保護者からは苦情が来る。ただ教育委員会が方針を変えないため『決まりなので』と返すしかない。私たちは生徒の心を守ってやれないのでしょうか」

この教員は以前から「半裸健診」を問題視し、養護教諭に相談してきた。だが現状は変わらず、管理職や養護教諭から「生徒から反対意見が出ても教師は同調したり共感したりしないように」と言わされたという。健診の在り方を疑問視する教員は他にもいるが、職場ではこの話題を持ち出してはいけない雰囲気で、声を上げづらいと漏らす。

市立高教員も「裸を嫌がって生徒が逃げたり、脱がない生徒に校医が声を荒らげたりという話はこれまで何度も聞いた」と話す。半裸にさせる必要性については「学校側は疾患を見逃さないためと言うが、効率よく健診を済ませたいというのが本音。少なくとも私は必要性を理解していません」ときっぱり。「会社の健診とか、大人には同じことやらないでしょう。子ども相手だったら無理強いが許されると思っているのか」と指摘した。

## ■学校の性被害防止に取り組むNPO法人代表 亀井明子さんに聞く

「今回の盗撮事件を、逮捕された医師個人の問題で済ませるべきでない。学校健診は昔からの性的なトラブルを抱えやすい場だった」と指摘するのは、学校の性被害防止に取り組むNPO法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク（大阪府守口市）の亀井明子代表だ。健診をめぐる課題と対策について、亀井代表に聞いた。

## 「学校での半裸健診、早くやめるべき」医師盗撮 逮捕で教員から怒りの声

2022年7月18日 6:00

大西幹子



保存



印刷



「学校は、どのような人間関係や環境でセクハラが起るかを知り、予防することが大切」と訴える亀井さん（大阪府守口市）

「毎年十数件寄せられる。ある生徒は、かかりつけ医でもある校医に久しぶりに健診で会った時、胸に聴診器を当てられたタイミングで『大きくなったね』という声を掛けられ、非常に不安に思ったという。触診に違和感を持ったという声も少ないと」

「私は中学校教員だった20年以上前から健診での性被害に問題意識を持っていました。『校医にいやらしい目で見られた』と打ち明ける生徒がいたり、特定の生徒だけ診察が長いのでは、という相談があつたりした。今でも裸で健診をさせている学校があるのは驚きだ」

－生徒が健診の悩みを打ち明けると「自意識過剰だ」で済まされると聞く。

「自意識過剰は性被害者によく向けられる言葉だが、私は二次加害だと考える。それによって被害の声を上げづらくなる」

－今回の盗撮を、医師個人の資質の問題だと捉える意見もある。

「それは違う。教員によるセクハラもそうだが、学校での性加害は、弱い立場にある生徒が、嫌でも断れないという力関係の中で起きている。健診の脱衣も力関係の中で強制され、児童生徒と保護者の不安や、盗撮のような性被害のリスクにつながっている。盗撮は職業や場所に関係なく起こる。どこにどんな問題が潜んでいるか分からぬという視点で、学校は健診の在り方を見直すべきだ」

桃木常任

登坂（英）常任

秘

疑い患者受入医療機関

令和5年1月23日

M C 区分	整理 番号	市町村別	医 療 機 関 名	電話番号
南部	1	川口市	医療法人社団協友会 東川口病院	048-295-1000
東部	2	春日部市	医療法人光仁会 春日部厚生病院	048-736-1155
	3	春日部市	医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院	048-736-0111
	4	春日部市	医療法人梅原病院	048-752-2152
	5	吉川市	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	048-982-8311
	6	白岡市	白岡中央総合病院	0480-93-0661
	7	越谷市	医療法人社団協友会 越谷誠和病院	048-966-2711
	8	春日部市	医療法人秀和会 秀和総合病院	048-737-2121
	9	春日部市	医療法人財团明理会 春日部中央総合病院	048-736-1221
	10	三郷市	医療法人三愛会 三愛会総合病院	048-958-3111
	11	越谷市	医療法人社団大和会 廉和病院	048-978-0033
中央	12	さいたま市	さいたま市民医療センター	048-626-0011
	13	さいたま市	独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	048-663-1671
	14	さいたま市	独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	048-832-4951
	15	上尾市	医療法人藤仁会 藤生病院	048-776-1111
	16	伊奈町	医療法人社団愛友会 伊奈病院	048-721-3692
	17	鴻巣市	医療法人社団浩栄会 埼玉脳神経外科病院	048-541-2800
西部第1	18	狭山市	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-0909
	19	狭山市	医療法人社団清心会 至聖病院	04-2952-1000
	20	狭山市	狭山中央病院	04-2959-7111
	21	和光市	独立行政法人 国立病院機構埼玉病院	048-462-1101
	22	新座市	社会医療法人社団 堀ノ内病院	048-481-5168
	23	新座市	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	048-474-7211
	24	所沢市	一般社団法人巨樹の会 所沢明生病院	04-2928-9110
	25	入間市	原田病院	04-2962-1251
	26	日高市	岡村記念クリニック	042-986-1110
	27	日高市	武藏台病院	042-982-2222
	28	所沢市	社会医療法人至仁会 園央所沢病院	04-2920-0500
	29	小川町	小川赤十字病院	0493-72-2333
西部第2	30	川越市	医療法人豊仁会 三井病院	049-277-7087
	31	川越市	医療法人社団誠弘会 池袋病院	049-231-1552
	32	三芳町	イムス三芳総合病院	049-258-2323
	33	ふじみ野市	医療法人誠壽会 上福岡総合病院	049-266-0111
	34	東松山市	東松山医師会病院	0493-22-2822
	35	東松山市	医療法人 埼玉成惠会病院	0493-23-1221
	36	行田市	社会医療法人壮幸会 行田総合病院	048-552-1111
北部	37	本庄市	本庄総合病院	0495-22-6111
	38	熊谷市	熊谷外科病院	048-521-4115
	39	熊谷市	埼玉慈恵病院	048-521-0321
	40	皆野町	皆野病院	0494-62-6300
	41	秩父市	秩父病院	0494-22-3022

疑い患者受入医療機関増減 令和5年1月23日現在(4.12.12比較)

新規(1)

	MC区分	整理番号	市町村別	医療機関名	電話番号
1	西部第1	28	所沢市	社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	04-2920-0500

削除(1)

	MC区分	整理番号	市町村別	医療機関名	電話番号
1	東部	11	幸手市	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	0480-40-1311

# 寺師常任

## 産業医委嘱契約書の確認について

令和4年12月10日～令和5年1月19日 合計7件(新規5件・更新2件)

No.	都市医師会名		産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考		
1	1	浦和	富岡 尚子	西部総合病院	さいたま市見沼区大字新右衛門新田111番地 株式会社 大宮自動車教習所	事業所の職員と西部総合病院の医師が知り合いだったため、直接依頼があったとの事。	会員	新規
2	10	上尾市	武重 直敏	武重外科整形外科	上尾市中分6丁目40番地 株式会社 大宮ゴルフコース		会員	新規
3	13	さいたま市与野	久米井 和彦	久米井医院	さいたま市中央区大字下落合1704番 埼玉県国民健康保険団体連合会		会員	新規
4	16	東入間	櫻井 直彦	さくらクリニック	入間郡三芳町上富844-2 株式会社 有村紙工		会員	新規
5	19	比企	星 理恵	ほしこどもおとな クリニック	東松山市大字上野本1873番1 特別養護老人ホーム ふるさとの杜かみのもと		会員	新規
6	23	北埼玉	福島 佐代子	本町福島クリニック	加須市古川一丁目2番1 株式会社 ベジノーバ		会員	更新
7	29	吉川松伏	岡村 長門	岡村クリニック	吉川市旭3番4号 田辺工業株式会社 埼玉技術センター		会員	更新

**寺師常任**

第60回  
埼玉県医学会総会  
プログラム・抄録集



日 時 令和5年2月26日(日)午前8時50分開会  
場 所 Web配信(Live)

埼玉県医学会

埼玉県医師会業務III課

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1

TEL 048-824-2611 FAX 048-822-8515

E-mail igakukai@office.saitama.med.or.jp

# 小野洋介

保険医療機関の指定について

(令和4年1月2月分)

新規

4件

追及指定

6件

合計 10件

処理年月日  
[令和4年12月1日から令和4年12月31日 医科 指定分]

新規指定医療機関一覧表

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考	令和4年12月19日 作成	1頁
									現存 診療 半休 診 休	現存 診療 半休 診 休
1	栄クリニック	〒332-0017 川口市栄町3-8-2 4F	趙雲鵬	趙雲鵬	048-287-8982 常勤: 医内 整外 皮	新規		医	現存 診療 半休 診 休	火水木金 日:土 日祝:月日祝
2	谷塚こころのクリニック	〒340-0028 草加市谷塚1丁目21-1 メルヘン シャトーラ	属健一	(60歳)	048-959-9161 常勤: 医精 心内	新規		医	現存 診療 半休 診 休	月火水金土 日:木日祝
3	医療法人社団山桜会 あすかメンタルクリニック 大宮駅前	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町二丁目6番地 13 水島ビル2階	医療法人社団山桜会 理事長 西上 貴志	杉本啓	048-788-2027 常勤: 非常勤: 医精 心内	新規		医	現存 診療 半休 診 休	火水金 日:土 月水日祝
4	なのはなレディースクリニック	〒337-0051 さいたま市見沼区東大宮5丁目33番 地12 相岸ビル1階	医療法人おじま事 クリニック 長 大島譲二	(41歳) まさき 安部	048-878-8338 常勤: 非常勤: 医産婦 婦	新規		医	現存 診療 半休 診 休	火水木金土 日:日祝
				(70歳) 42歳						

処理年月日  
〔令和4年12月1日から 令和4年12月31日 医科 遷及指定分〕

## 新規指定医療機関一覧表

令和4年12月19日 作成 1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	かすかべ消化器内科 クリニック	〒344-0035 春日部市谷原新田2177番地1	医療法人快成会 理事長 高橋 史成 (36歳)	高橋 史成	048-796-0230 常勤: 内消内	組織変更 個人→法人	現存 半休診 休診 旧機関コード: 060-352-2 -4-12-1	
2	医療法人社団 竹世 みさと中央耳鼻 咽喉科	〒341-0038 三郷市中央一丁目2番地1 ザ・ライ オションズ三郷中央102	医療法人社団竹世 佳美 理事会長 佳美 (54歳)	笛村 雅美	048-952-4187 常勤: 常医い アレ	組織変更 個人→法人	現存 半休診 休診 旧機関コード: 120-201-9 -4-12-1	
3	まつざわ耳鼻咽喉科	〒339-0051 さいたま市岩槻区南平野3-7-17	医療法人社団葵慶 理事会長 真吾 (42歳)	松澤 真吾	048-758-8733 常勤: 耳、	組織変更 個人→法人	現存 半休診 休診 旧機関コード: 651-016-8 -4-12-1	
4	みんなかのたけの こ耳鼻咽喉科	〒337-0042 さいたま市見沼区南中野422番地1	医療法人社団たけ のこ会 理事長 竹村 栄毅 (53歳)	竹村 栄毅	048-685-3387 常勤: 非常勤: 耳い アレ 医食道外科 小児耳 鼻咽喉科	組織変更 個人→法人	現存 半休診 休診 旧機関コード: 650-860-0 -4-12-1	
5	ながくらクリニック	〒331-0074 さいたま市西区大字宝来776番地1	医療法人敬樹会 理事長 長倉 芳樹 (43歳)	長倉 芳樹	048-729-3737 常勤: 非常勤: 医内	移動	現存 半休診 休診 旧機関コード: 650-775-0 -4-12-1	
6	医療法人 車悠久会 浦和レディースクリニック	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-14-14 たけふじビル5階	医療法人事悠久会 理事長 伊藤 雄二 (40歳)	伊藤 雄二	048-767-6297 常勤: 1( )	組織変更 個人→法人	現存 半休診 休診 旧機関コード: 650-992-1 -4-12-1	

保険医療機関の指定について  
(令和5年1月分)

新規	5件
遅延及指定	10件
合計	15件

処理年月日  
[令和5年1月1日から令和5年1月31日 医科 指定分]

新規指定医療機関一覧表

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号	勤務医数	病床数	登録理由	点数表	令和5年1月16日 作成		
										医	現存 診療半休診	日：月木金土 日：火水祝
1	シヨリニース 虹田公園	〒335-0022 戸田市上戸田二丁目7番9	前出 喜信	前出 喜信	048-242-8088 常勤: 1(皮膚科 産婦・和漢)	新規				医	現存 診療半休診	日：月木金土 日：火水祝
2	医療法人社団東光会 戸田中央クリニック	〒335-0023 戸田市本町一丁目14番1号 3階	(51歳) 医療法人社団東光会 理事長 中村毅	河合 俊明	048-433-3719 常勤: 2(皮膚科)	新規				医	現存 診療半休診	日：月火水金 日：土日祝
3	医療法人社団薰肌会 和光みんなの皮膚科	〒351-0112 和光市丸山台1丁目11番11号 G IRASOL Wakoo	(64歳) 医療法人社団薰肌会 理事長 山田晴義	禹橋 彩	048-487-7440 常勤: 1(皮膚科 非常勤: 2)	新規				医	現存 診療半休診	日：月火水金 日：土日祝
4	狹山ヶ丘駅前耳鼻咽喉科アエルギー科	〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘1-3-1 ソレイユ狭山ヶ丘103号室	(64歳) 丹羽 克樹	丹羽 克樹	04-2924-3315 常勤: 1(耳鼻咽喉科)	新規				医	現存 診療半休診	日：月火水金 日：土日祝
5	いしばし糖尿病内分泌内科 泌尿科クリニック	〒348-0022 羽生市下手子林1448	(43歳) 石橋 俊	(64歳)	0485-34-3336 常勤: 1(代謝内 分泌内科 脂質代謝)	新規				医	現存 診療半休診	日：月火水金 日：土日祝

1頁

処理年月日  
[令和5年1月1日から 令和6年1月31日 医科 遷及指定分]

## 新規指定医療機関一覧表

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号	勤務医数	登録理由	点数表	備考
1	あきえ皮膚科クリニック	〒346-0003 久喜市久喜中央四丁目9番11号 イ トヨヨタビル	医療法人松永会 会長 松永 晴江 (46歳)	松永 晴江	0480-22-7000 常勤: 1(小児皮膚科 皮膚科) 非常勤: 1(小児皮膚科 皮膚科)	1	個人→法人 組織変更	医	現存 診療日: 月火水木 半休診日: 土日 旧機関コード: 0901371 -5 1 -1
2	草加すずら内科クリニック	〒340-0034 草加市水川町214番地2 ビル2階	医療法人社団K 理事長 杉浦立 (56歳)	杉浦 立	048-950-8040 常勤: 1(内 科) 非常勤: 1(内 科)	1	個人→法人 組織変更	医	現存 診療日: 月火水木 半休診日: 土日祝 旧機関コード: 1803360 -5 1 -1
3	あさご小児科内科医院	〒340-0015 草加市高砂2-2-12	浅古 和弘 (75歳)	浅古 和弘	048-922-2517 常勤: 2(内 科) 非常勤: 2(内 科)	2	移動 転院	医	現存 診療日: 月火水木 半休診日: 土日祝 旧機関コード: 1801162 -5 1 -1
4	ワータンわかちやんこどもクリニック	〒361-0005 朝霞市根岸台三丁目20番1号 カイ シズ朝霞店2階	伊藤 研 (39歳)	伊藤 研	048-487-7563 常勤: 1(小 儿科) 非常勤: 1(小 儿科)	1	その他 営業	医	現存 診療日: 月火水木 半休診日: 土日祝 旧機関コード: 2102218 -5 1 -1
5	志木柏町クリニック	〒353-0007 志木市柏町一丁目6番74号 1階	医療法人相友会 理事長 大和 (44歳)	相原 天和	048-423-2792 常勤: 1(内 科) 非常勤: 1(内 科) 内整外ペイン クリニック・麻酔 科	1	個人→法人 組織変更	医	現存 診療日: 月火水木 半休診日: 土日祝 旧機関コード: 2201051 -5 1 -1
6	和光耳鼻咽喉科	〒351-0112 和光市丸山台1丁目10番20号 M ・Nビルディング 2階	医療法人 会員 理事長 久	斎藤 晴 会員 富川 目 (59歳)	048-467-0889 常勤: 1(耳 科) 非常勤: 1(耳 科)	1	移動 転院	医	現存 診療日: 月火水木 半休診日: 土日祝 旧機関コード: 2300721 -5 1 -1
	訪問 詳細 項目5 志木柏の クリニック	外 月火水金 9:00~12:00 14:30~17:30 水木 9:00~12:00 16:00~17:30 金 9:30~11:30							

処理年月  
[令和5年1月1日から 令和5年1月31日 医科 遊及指定分]

新規指定医療機関一覧表

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医兼科名	病床数 登録理由	点数表	備考
7	くぼた脳神経内科クリニック	〒355-0047 東松山市大字高坂1171番地3	医療法人慶喜会 久保田 脊洋	久保田 脊洋	0493-35-3535 勤: 1( 脳内 )	組織変更 個人→法人	医	現存診療日: 月火水木金 半休診日: 土日祝 旧機関コード: 330,200,7 -5,-1,-1
8	佐藤医院	〒366-0831 深谷市内ヶ島803番地	佐藤 栄一 (42歳)	佐藤 栄一	048-573-6511 勤: 2( 救命 医内 )	交代 医	医	現存診療日: 月火水金 半休診日: 水土日祝 旧機関コード: 460,074,8 -5,-1,-1
9	石川医院	〒366-0824 深谷市西島町3丁目17番65	石川 淳一 (51歳)	石川 淳一	048-571-0338 勤: 2( 非医、耳、皮 )	交代 医	医	現存診療日: 月水金 半休診日: 木日祝 旧機関コード: 460,103,5 -4,-12,-29
10	石塚内科胃腸科医院	〒369-1871 秩父市下影森765-4	石塚 大輔 (38歳)	石塚 大輔	0494-24-5010 勤: 2( 常医 内 )	交代 医	医	現存診療日: 月火水金 半休診日: 木日祝 旧機関コード: 490,085,8 -5,-1,-1
				(53歳)				

令和5年1月16日 作成  
2頁

# 小室常任

令和4年12月15日  
関東信越厚生局

## 保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和4年12月14日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

(1) 名 称	茂松クリニック
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目22番20号 103
(3) 開 設 者	尹 政善(茂松 政善)
(4) 指定取消年月日	令和4年12月16日
(5) 根拠となる法律	健康保険法(大正11年法律第70号) 第80条第5号

#### 2. 保険医の登録の取消

(1) 氏 名	尹 政善(71歳)
(2) 登録取消年月日	令和4年12月16日
(3) 根拠となる法律	健康保険法(大正11年法律第70号) 第81条第2号

### 【行政処分に至った経緯】

個別指導を実施したところ、実際には初診、処置、手術、麻酔を実施していないにもかかわらず、診療報酬が請求されているという疑義が生じたため個別指導を中断した。その後、患者調査を行ったところ、診療報酬を不正に請求している疑いが濃厚となったため、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和2年8月から令和3年7月まで計6日間の監査を実施したが、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分の主な理由】

1. 保険医療機関

開設者である尹政善（茂松政善）は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

保険医である尹政善は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。